

銃砲刀剣類所持等取締第9条の14第3項に基づく年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付に係る審査基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
審査基準 令和2年1月10日作成	審査基準 令和●年●月●日作成
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の14第3項	根拠条項：第9条の14第3項
処分の概要：年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付	処分の概要：年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、 <u>同第9条の14第3項</u> 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、 <u>同第22条</u> （講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、 <u>同第82条</u> （年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第9条の14第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第82条（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審査基準：	審査基準：
標準処理期間：3日（書換えにあつては1日）	標準処理期間：3日（書換えにあつては1日）
申請先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課	申請先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課
問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177
備考：	備考：